

6-1 市民協働

■ 主担当課 | 市民協働課 ■ 関係課 | -

5年後の目指す姿

住民自治協議会をはじめ、様々な市民活動団体の主体的な活動を支援・推進しています。市民が主体となって、地域の課題やニーズに応じ、積極的に地域づくりに取り組んでいます。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
コミュニティビジネス協議会数	コミュニティビジネスに取り組む協議会数（出典：市民協働課調べ）	0件	1件	2件	4件
地域振興事業助成団体数	地域振興事業助成団体数（出典：市民協働課調べ）	13団体	12団体	15団体	15団体

現 状

- ・高齢化による生活機能の低下、人口減少・過疎化による集落の生活支援機能の低下が進む中、住民が中心となって地域の暮らしを支える仕組みである「地域運営組織」が注目され、全国 1/3 の市町村で組織化されています。
- ・本市においては、市内 22 の小学校区の内、19 の小学校区で住民自治協議会が組織され、各地で地域色豊かな活動が展開されています。また、未設立の小学校区での設立の推進や、設立後の活動に対する人的及び財政的支援を行っています。
- ・テーマ型市民活動団体の公益的な活動に対し、財政的支援を行い積極的な市民活動の展開を促しています。

主な課題

- ・未設立地域における住民自治協議会の設立が必要です。
- ・持続可能な住民自治協議会の構築が必要です。
- ・市民活動団体への継続的な支援が求められます。
- ・増大する地域課題に対応するため一層の市民協働が必要です。

1 節

2 節

3 節

各

施

策

6 市民参画・行政の取組

施策の展開

取り組み方針①：住民自治協議会への継続的な支援

地域がまちづくりに主体的に取り組むことができるようにするため、市内全地域における住民自治協議会の設立を目指し、引き続き設立及び活動を支援します。

主な事業

- 住民自治協議会設立推進事業
- 住民自治協議会活動の運営に対する支援

取り組み方針②：住民自治協議会の発展に向けた支援の充実

将来にわたり、持続可能な地域づくりを進めるため、住民自治協議会の組織強化と活動の活性化を促すなど、住民自治協議会の発展に向けて支援します。

主な事業

- 先進情報の提供
- コミュニティビジネスコーディネート
- 人材育成・研修
- 活動拠点の確保支援

取り組み方針③：市民活動団体等への継続的な支援

自治会やまちづくりに様々な形で関わっているテーマ型市民活動団体の公益的な活動に対して、引き続き財政的な支援を行います。その中から、コミュニティビジネスに発展する可能性のある事業については、住民自治協議会と連携して包括的に支援します。

主な事業

- 自治会との連携・支援事業
- 地区集会施設整備事業
- 地域振興事業
- コミュニティビジネス推進事業

関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市市民協働指針(かとり風)	2009(平成21)年度～

市民・地域への期待

市民・地域への期待
まちづくりへの主体的な取り組み

6-2 人権

■ 主担当課 | 市民協働課 ■ 関係課 | 学校教育課・生涯学習課

5年後の目指す姿

市民が立場や性別に関わりなくお互いの人権を尊重し、ともに支え合いながら、個性を輝かせ、持てる能力を発揮し、人間としての尊厳をもって、安心・安全に生活できています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
研修等の参加者数	各種人権に関わる研修等の参加者 (出典：市民協働課調べ)	419人	430人	450人	470人
審議会等の女性構成比率	審議会等の委員総数に占める女性委員の割合 (出典：市民協働課調べ)	29.5% (2016)	30.0%	31.0%	32.0%

現 状

- ・国においては、平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの差別解消に向けた法律が施行されました。女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、インターネットでの人権侵害など、人権問題に対する意識改革を進めています。
- ・本市では、人権意識を高めるため、「人権のつどい」を開催し、小中学生人権標語表彰を通じて児童・生徒及び保護者に対する啓発や、人権講演会を通じた人権に関する意識の高揚を図っています。また、月に 1 回、人権擁護委員による人権相談を実施しているほか、千葉県と共催で研修等を開催し、男女共同参画に対する意識高揚を図っています。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)の規定に基づき、平成 25 年 3 月に「香取市DV防止・被害者支援基本計画」を策定するとともに、増加傾向にあるDV被害に対する相談や緊急避難支援を実施しています。
- ・市が率先して男女の雇用均等を図った結果、市の審議会等の女性構成比率が平成 25 年の 27.6%から平成 28 年には 29.5%へ、女性管理職の構成比率が平成 25 年の 4.1%から平成 28 年には 11.1%へと改善しています。

主な課題

- ・人権に関する市民意識の高揚及び啓発が必要です。
- ・増加傾向にあるDV被害に対する相談体制等の充実が必要です。
- ・男女共同参画社会を目指す意識の高揚及び啓発が必要です。
- ・学校現場での人権に関する学習機会の提供が必要です。

施策の展開

取り組み方針①：人権に関する意識の醸成

「香取市人権施策基本指針」の浸透を図り、指針に掲げる 86 事業の進行管理を行います。また、市民等を対象とした、人権に関する研修会の規模や回数を増やすなど啓発活動を充実します。

主な事業

●人権施策基本指針の推進 ●市民及び市職員対象の研修会開催事業

取り組み方針②：DV被害者への対応策の充実

DV被害者が求める相談体制の整備、緊急避難後の生活を再建するための支援に取り組みます。

主な事業

●DV相談窓口事業 ●DV被害者融資事業

取り組み方針③：男女共同参画社会の醸成

男女の性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに、個性と能力が十分に発揮することができる社会の実現に向けた取り組みを推進します。

主な事業

●男女共同参画計画の推進 ●男女共同参画に関する学習会等の開催

取り組み方針④：学校における学習機会の提供

男女共同参画について正しい知識と態度を身に付けられるよう、男女平等を視点においた教育・学習を推進します。また、保護者や教育関係者への意識啓発を行います。

主な事業

●児童、保護者対象の男女共同参画講座開催事業

関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市男女共同参画計画	2010（平成 22）年度～2019（平成 31）年度
香取市人権施策基本指針	2010（平成 22）年度～
香取市 DV 防止・被害者支援基本計画	2013（平成 25）年度～2019（平成 31）年度

市民・地域への期待

市民・地域への期待
講習会・研修会への積極的な参加
関係機関への迅速な相談・連絡

6-3

国際交流・地域間交流

■ 担当課

市民協働課

■ 関係課

企画政策課・商工観光課・
学校教育課・総務課

5年後の目指す姿

市民の国際感覚が高まり、本市を訪れる外国人の受入体制が整い、国際交流が盛んに行われ、来訪者が増加しています。また、姉妹・友好都市との市民レベルの交流がさらに深まっています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値			
		2017(H29)	2018	2020	2022	
各種講座参加者数	市内在住外国人及び市民向けの言語教室等学習機会への参加者数 (出典：市民協働課調べ)	—	500人	550人	600人	
通訳ガイドボランティア案内件数	外国人来訪者に対する市内案内件数 (出典：市民協働課調べ)	20件 (2016)	40件	50件	50件	

現 状

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や成田国際空港の機能強化が進められる中、訪日外国人旅行者数も平成28年には2,400万人に達し、地域の国際化がより一層求められています。
- ・本市では、香取市国際交流協会による様々な活動が展開され、在住外国人との交流や外国人観光客の受入れなど、国際化に向けた体制づくりを進めています。
- ・香取市国際交流協会による在住外国人への日本語教室、外国人観光客への通訳ガイドボランティア、市民向け英会話講座など、国際化に向けた交流機会の場の創出が図られています。さらには本市以外の協会との研修・情報交換も積極的に行われ、国際交流の推進に大きな役割を果たしています。
- ・佐原の山車行事のユネスコ無形文化遺産登録などにより、外国人観光客の増加が見込まれます。
- ・ホームステイやALT（外国語指導助手）による授業などに積極的に取り組み、国際感覚の育成が進められています。
- ・地域間交流の取り組みについては、兵庫県川西市、福島県喜多方市、佐賀県鹿島市及び茨城県つくばみらい市など、姉妹・友好都市等との都市間交流を通じて、観光、物産振興のほか災害協定による連携など、市民相互の交流活動の機運が高まっています。今後は、国外も視野に入れて新たな都市間交流を検討します。
- ・近隣自治体との連携については、成田国際空港圏や利根川下流域の市町村が、共通課題の解決、また広域的活性化を図ることを目的に協議等が行われています。

主な課題

- ・国際交流協会の活動を支援し、市民参加・協力により国際交流を進める必要があります。
- ・外国人が安心して地域で暮らせる多文化共生のまちづくりが求められます。
- ・姉妹・友好都市等との交流を通じた各分野における連携が必要です。
- ・近隣自治体等との連携による新たな事業展開が必要です。

施策の展開

取り組み方針①：国際交流活動の推進

香取市国際交流協会との連携を深め、これまでの活動を継続・発展させ、市民と外国人との交流機会を向上させます。また、市民主体の国際交流を進めるため、情報提供に努めるとともに、民間団体等と連携して人材の育成、確保に努めます。

主な事業

●国際交流協会補助事業 ●国際理解教育の推進 ●異文化交流イベント等の開催

取り組み方針②：国際性豊かな地域づくりの推進

地域の特性や外国人のニーズを踏まえ、多様な言語による行政・生活情報、防災情報を発信するとともに、地域生活で生じる不便さの解消に向けたコミュニティ支援、生活相談支援等の充実を図ります。また、関係機関との横断的な連絡調整を行いながら、協働して多文化共生のまちづくりを推進します。

主な事業

●在宅外国人生活支援事業 ●情報多言語化の推進

取り組み方針③：姉妹・友好都市等との交流の推進

姉妹・友好都市等との地域間交流を通じて、市民生活や文化活動、まちづくりなど各分野における連携を図るため、積極的な交流活動を促進します。

主な事業

●友好関係団体との交流イベント等の開催

取り組み方針④：近隣自治体等との連携

共通の課題や目的を持つ近隣自治体等との連携による広域プロジェクト活動を推進します。また、観光や防災など各分野において、県外自治体と連携した相互協力体制の構築を推進します。

主な事業

●成田国際空港関係団体との連携による情報収集や各種事業の実施
●災害時応援体制の強化

市民・地域への期待

市民・地域への期待

国際交流事業への参加・協力

異文化に対する関心・理解

姉妹・友好都市等との積極的な交流

6-4

広報・広聴

■ 主担当課

秘書広報課

■ 関係課

総務課・議会事務局

5年後の目指す姿

市政に関する情報が的確に公表され、市民の意見が十分に反映された行政運営や計画等の策定、重要施策の決定がなされています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
広報紙の閲覧割合	広報紙を定期的に読んでいる市民の割合（出典：市民意識調査）	49.4%	50%	51%	52%
ウェブサイトへのアクセス件数	1ヵ月当たりの市ウェブサイトへのアクセス件数 (出典：秘書広報課調べ)	154,989 件/月	160,000 件/月	170,400 件/月	181,500 件/月

現 状

- ・全国的に、SNS など多様な情報提供ツールが急速に浸透しています。スマートフォンの保有率は、平成 22 年の 10%から平成 28 年には 71.8%と増加が顕著です。
- ・本市では、月 2 回発行の広報紙を、平成 29 年 5 月から月 1 回にし、内容も含めて紙面を一新しています。31,200 部を新聞折込で各家庭に配布しているほか、公共施設をはじめとした各種施設 82 箇所でも配布しています。しかし、全世帯への配布手段が確立されておらず、配布率は 93%（平成 29 年 4 月現在）となっています。
- ・多くの市民に登場してもらい、親しまれる紙面づくりに取り組んでいます。
- ・平成 28 年度のウェブアクセス件数は平成 24 年度と比較して 148%増加しています。しかしながら、イベント情報へのアクセスが多く、市政情報や議会の配信を含めた動画の閲覧件数は少ない状況です。
- ・市民の声を市政に反映するために、市民懇談会や市長への手紙制度のほか、各種市民アンケート、パブリックコメントを実施しています。行財政運営の透明性を確保し、市民との市政情報の共有化を目指して、積極的な情報公開に取り組んでいます。
- ・議会だよりの紙面を平成 29 年 5 月から刷新しています。30,200 部を新聞折込で各家庭に配布しているほか、公共施設 11 箇所でも配布しています。

主な課題

- ・情報への到達容易性を向上するために、多種多様な情報メニューの充実が必要です。
- ・市政情報のほか地域に密着したきめ細かな情報など、多様な情報の提供が必要です。
- ・市民の声を市政に反映していくために、市民意向を的確に把握することが求められます。
- ・個人情報の適切な管理と市民への行政情報の積極的な提供が必要です。
- ・議会の審議内容や取り組みについて、積極的な情報発信が必要です。

施策の展開

取り組み方針①：広報活動・機能の充実

広報紙と市ウェブサイト充実します。広報紙は、見やすく・読みやすく・分かりやすい表現とレイアウトに配慮するとともに、市民の登場や活動・生活を魅力的な写真で紹介し、広報モニター制度と併せて、市民に親しまれる市民参加型の広報紙を作成します。

市ウェブサイトは、適時適切な情報を発信するとともに、市民からの情報を提供してもらう相互方向コミュニケーションツールの活用を検討します。

主な事業

- 広報紙の充実
- 市ウェブサイトの充実
- 広報紙の配布率向上
- 新たな情報媒体の導入の検討

取り組み方針②：広聴活動の充実

多様化する市民の意見や要望を的確に把握し、市政に反映させます。市民懇談会や座談会、市長への手紙など広聴機会利用の啓発をします。パブリックコメントを行う重要な政策などの決定に際し、適宜アンケート調査を実施するなど市民の意向の把握に努めます。

主な事業

- 市民懇談会、座談会の実施
- パブリックコメントの実施
- 市長への手紙の実施

取り組み方針③：個人情報保護の適正管理と情報公開の推進

市の保有する個人情報を適切に取扱い、個人の権利と利益の保護を図ります。また、市政の公正な運営と市民の市政に対する信頼を深めるため、情報公開制度の適切な運用を推進します。

主な事業

- 個人情報保護制度の適正な運営
- 情報公開の推進（広報紙、市ウェブサイトなど情報提供手段の有効活用を含む）

取り組み方針④：開かれた議会に向けた取り組み

市民に開かれた、より透明性の高い議会を目指し、議会だよりや市ウェブサイトの充実を図るとともに、議会定例会及び臨時会の本会議の状況を引き続きインターネットで配信していきます。

主な事業

- 議会だよりの充実
- インターネット配信事業（議会中継）

市民・地域への期待

市民・地域への期待

市政への関心と理解

まちづくりや市政への積極的な参加

広報紙や市ウェブサイト等の広報媒体からの積極的な市政関連情報の取得

6-5 行政運営

■ 主担当課 総務課 ■ 関係課 企画政策課

5年後の目指す姿

第2次香取市総合計画を推進しながら民間等との連携を進め、限られた人的資源を効果的に活用し、簡素で効率的な行政運営が行われています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
定員管理職員数	市職員の定数（出典：総務課調べ）	638人	628人	596人	—
香取市の住みやすさ	香取市が「住みよい」「まあ住みよい」と感じる市民の割合（出典：市民意識調査）	48.5%	—	53.0%	56.0%

現 状

- ・全国的に、依然として厳しい地方財政の状況など地方公共団体における経営資源の制約が強まる一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためにより一層の取り組みが求められています。
- ・本市では、平成20年3月に市政運営の羅針盤となる「香取市総合計画」を策定し、まちづくりを進めてきました。この間、東日本大震災から震災対策として「香取市災害復興計画」を策定したほか、人口減少対策に重点をおき、地方創生に取り組むため、「香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（総合戦略）を策定するなど、社会状況を踏まえ、計画的に行政運営を進めています。
- ・行財政改革については、「香取市行財政改革大綱」を策定し推進しています。本大綱には、4つの基本方針を掲げ、この方針に沿って集中改革プランを定め、組織のスリム化や職員数の削減をはじめ、施設の統廃合、民間委託等の推進、債権一元化、市民協働、情報化の推進などの改革に取り組んでいます。
- ・行政組織は、課を合併時の61課から25課へと、約6割を統合・削減したほか、指定管理者制度導入施設は、合併前の4施設から13施設増え、17施設となっています。また、職員についても削減を進め、定員管理上の職員数は、合併当時の921人から平成29年度当初で638人となり、約30.7%を削減しています。
- ・行政運営は、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要がありますが、職員数の削減を中心とした対策だけでは限界があります。したがって従来からの行財政活動を見直し、計画的な行政運営を進め行政サービスの維持向上に努めていく必要があります。

主な課題

- ・総合計画の適切な管理と評価が必要です。
- ・総合戦略の適切な管理と評価が必要です。
- ・効率的な行政運営が必要です。
- ・人的資源の有効活用が必要です。

施策の展開

取り組み方針①：総合計画の管理と評価

第2次香取市総合計画・前期基本計画に基づく5箇年間の中期的目標を達成するため、実施計画の策定を通じた効率的・効果的な行政施策の推進に取り組みます。実施計画では、適宜、合理性と効率性を基軸とした客観的な評価を行い、前期基本計画の推進状況を確認する過程で具体的な調整を図ります。さらに、マネジメントサイクルの考え方に基づいた行政評価制度を強化し、前期基本計画の進捗管理の仕組みを構築します。

主な事業

- 前期基本計画の進捗管理
- 予算査定・組織マネジメントに活用可能な事務事業評価方法の開発
- 実施計画の策定と推進
- 市民意識調査事業

取り組み方針②：総合戦略の管理と評価

総合戦略に基づく4つの基本目標を達成するため、各施策の進捗状況を管理する過程で、重要業績評価指標及び主な取組内容の見直しを実施します。また、進捗状況は、市ウェブサイトなどを通じた情報公開を適宜実施し、全体での課題認識の深化を図ります。

主な事業

- 総合戦略の進捗管理と評価
- 外部有識者会議による総合戦略の評価

取り組み方針③：効率的な行政運営の推進

厳しい財政状況の中、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、従来からの行財政活動を見直し、行政組織のスリム化を進めるとともに、組織の機動性の向上や多様な連携、情報化を推進し、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的となるよう行政運営に取り組みます。

主な事業

- 香取市機構改革基本方針や職員定員適正化計画の推進
- 民間等と連携した行政運営
- 情報化推進計画の推進

取り組み方針④：職員の人材育成

職員の能力開発を総合的・効果的に推進するため、雇用環境の整備を図るとともに地方公務員制度改革の状況を見ながら、人材育成に関する基本方針を見直します。また、人事評価制度の適正運用を図るほか、各種研修への参加や関係機関との人事交流、民間への派遣研修を行い、実務能力の強化を図ります。

主な事業

- 職員人材育成基本方針の見直し
- 職員研修及び人事交流の充実
- 人事評価制度の適正運用

関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略	2015（平成 27）年度～2019（平成 31）年度
香取市行財政改革大綱	2018（平成 30）年度～2022 年度
香取市職員定員適正化計画	2016（平成 28）年度～2020 年度
香取市特定事業主行動計画	2015（平成 27）年度～2019（平成 31）年度
香取市情報化推進計画	2015（平成 27）年度～2019（平成 31）年度
香取市機構改革基本方針（第 2 次）	2016（平成 28）年度～2020 年度
香取市人材育成基本方針	2007（平成 19）年度～

市民・地域への期待

市民・地域への期待
多様な主体が行政運営に参画することへの理解
市が抱える重要課題の認識深化と施策に対する評価

6-6

財政運営

■ 主担当課 財政課

■ 関係課 税務課・総務課・
企画政策課・債権管理課

5年後の目指す姿

中長期的な財政見通しのもと、将来に向けた自主性・自立性の高い、持続可能な財政運営を行っています。

施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
将来負担比率	地方公共団体の借入金や将来支払っていく負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合い（出典：財政課調べ）	54.6% (2016)	69.6% 以内	84.6% 以内	99.6% 以内
一般市税の収納率	市民税や固定資産税などの市税調定額に対して収納された額の割合（出典：税務課調べ）	88.2% (2016)	90.2%	92.2%	94.2%

現 状

- ・全国的に、人口減少、特に生産年齢人口の減少がもたらす市民税の減収が懸念されています。また、普通交付税において、合併算定替えの縮減・終了、さらに、税の収納率はトップランナー方式が採用されるなど、財政状況を取り巻く環境は厳しくなっています。
- ・本市の近年の財政状況は、実質収支（歳入－歳出）で20億円以上となるほか、繰上償還を実施するなど、良好な状態で推移しています。財政の健全化を診断する指標である経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率については、平成29年度の目標数値を大幅に改善した値で達成できる見込みです。これは、人件費削減や合併特例債の有効活用により、財政調整基金の積立や繰上償還したことが大きな要因となっています。
- ・自主財源の確保の観点から、太陽光発電施設整備や株式会社成田香取エネルギー（地域電力会社）を設立しています。このほか、財源の根幹である市税の収納率向上、企業誘致の推進、売却を含めた保有資産の有効活用を行っています。
- ・平成28年3月に「香取市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の効果的な利用促進を図っています。今後、将来の財政状況や人口動態を踏まえて、公共施設の再配置など具体的な個別計画を策定していきます。
- ・受益と負担の公平性確保のため、行政サービスの使用料・手数料について、平成26年度に見直しを実施しています。また、公平な課税と収納率の向上を図るため、滞納処分の強化を図り、平成26年度から平成28年度の間、840件の差押えを実施しています。収納率は、平成24年度83.9%から、平成28年度88.2%に改善していますが、千葉県内では依然として低い数値となっています。

主な課題

- ・ 公平な課税と収納率の向上が必要です。
- ・ 受益者負担の適正化が必要です。
- ・ 中長期財政推計に基づく計画的な財政運営が必要です。
- ・ 「香取市公共施設等総合管理計画」の推進が必要です。

施策の展開

取り組み方針①：公平な課税と収納率の向上

市民税等の未申告者や未評価家屋の解消など、公平な課税を目指し、市民の納税意識の醸成を図ります。また公平な税負担とするため、現年分の収納の確保と滞納処分の強化を図ります。併せて、総合的な債権処理体制を充実し、市税以外の債権処理に取り組めます。

主な事業

- 市民税等未申告者、未評価家屋の調査
- 現年分の収納確保と滞納処分の強化
- 効率的な債権処理体制の取組

取り組み方針②：受益者負担の適正化

各種料金等について、受益者負担の適正化が図られるよう一部事務組合を含めた公営企業等特別会計の事業運営計画等を踏まえ、財政運営を行います。また、社会経済情勢や施設の状況を見ながら、使用料・手数料を見直します。

主な事業

- 公営企業等の経営改善
- 使用料・手数料の見直し

取り組み方針③：公共施設等総合管理計画の推進

「香取市公共施設等総合管理計画」の基本的な方針である“公共施設総延床面積 25%縮減”の実現に向け、個別計画を作成し、推進していきます。特に、学校、保育園、幼稚園等の統廃合による空き施設の取扱いを検討します。

主な事業

- 公共施設統合に係る個別計画の策定と推進

取り組み方針④：中長期財政推計に基づく計画的な財政運営

毎年度、中長期財政推計を見直し、計画的な財政運営の推進に取り組めます。また、あらゆる歳入確保策を検討し、歳出においては、施策評価・事務事業評価、補助金等の見直しなどを通して、適正な支出に努めるなど、歳入歳出両面から持続可能な財政構造の確立に向けた取り組みを進めます。

主な事業

- 中長期財政推計の更新

関連する個別計画

計画名	計画期間
第3次香取市行財政改革大綱	2018（平成30）年度～2022年度
香取市職員定員適正化計画	2016（平成28）年度～2020年度
香取市公共施設等総合管理計画	2016（平成28）年度～2045年度
香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略	2015（平成27）年度～2019（平成31）年度
香取市中長期財政推計	2017（平成29）年度～2027年度

市民・地域への期待

市民・地域への期待
財政状況に対する関心と理解